

鉱山保安法施行規則等の一部を改正する省令案について

平成 28 年 6 月 20 日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 G
鉱山・火薬類監理官付

1．改正の概要(1) 作業監督者の選任要件に係る鉱山保安法施行規則の一部改正について

鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）第 26 条第 1 項において、「鉱業権者は、保安を確保するため、経済産業省令で定める作業の区分ごとに、経済産業省令で定める資格を有する者のうちからその作業を監督する者（以下「作業監督者」という。）を選任しなければならない。」と定めており、当該資格については、鉱山保安法施行規則（平成 16 年経済産業省令第 96 号。以下「規則」という。）第 43 条において、作業の区分ごとに定めている。

近年、民間団体である「鉱山保安推進協議会」が実施する資格制度（保安管理マスター制度）が創設され、火薬類の取扱いやパイプラインに関する作業などについて、講習や試験などを実施している。また、当該民間資格制度については、受験者数が着実に増加しており、実績も蓄積されている状況である。

これらの状況を踏まえ、当該民間資格制度について、鉱山における保安業務のために必要な内容と照らし合わせ、規則第 43 条に定める資格と同等以上の内容であるものについて、作業監督者の資格として認めるべく、規則の一部改正を行う。

(2) 金属鉱山などの坑廃水測定に係る試験方法の改正について

鉱山保安法においては、鉱山の保安を確保するため、「鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令」（平成 16 年経済産業省令第 97 号。以下「鉱技省令」という。）を定め、鉱山で使用する機械・器具等に係る技術基準や、建設物等の施設について維持すべき技術基準などを定めている。

鉱技省令第 30 条第 3 項第 3 号口においては、金属鉱山などの坑水又は廃水の量の測定に係る試験方法を定めており、「日本工業規格 M 0 2 0 2（坑水・廃水試験方法）」を引用している。しかし、当該規格は、今後廃止する方向で検討が進められているところ、もともと当該規格が「日本工業規格 K 0 0 9 4（工業用水・工業排水の試料採取方法）」を引用していることから、今回、日本工業規格 K 0 0 9 4 を直接引用するよう改正を行う。

2．改正の内容(1) 作業監督者の選任要件に係る鉱山保安法施行規則の一部改正について

規則第 43 条に規定する作業監督者の資格のうち、「火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破（石油鉱山（石油坑によるものを除く。）においては、火薬類の使用）に関する作業」、「石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備に関する作業」及び「粉じん発生施設の鉱害防止に関する作業」（以下「当該作業」という。）に係る作業監督者を選任するときは、産業保安監督部長が当該作業に関して現行の規則の資格を有する者と同等以上と認めた者から選任することができる旨を追加する。

(2) 金属鉱山などの坑廃水測定に係る試験方法の改正について

1 .(2) に記載のとおり、鉱技省令第 3 0 条第 3 項第 3 号口において、引用する規格を、「日本工業規格 K 0 0 9 4 」に改正する。

3 . その他の改正事項

(1) 規則第 4 6 条第 1 項関係

規則第 4 6 条第 1 項の表においては、産業保安監督部長に報告すべき「災害、事故その他の事象」やその報告時期などを定めており、同表第 1 3 号においては、基準を満たさない坑廃水が流出した場合等における対応を定めている。

平成 2 4 年に、工場や事業所から排出する有害物質の漏えいによる地下水汚染を未然に防止することを目的として、水質汚濁防止法(昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号。以下「水濁法」という。)が改正され、有害物質を使用する施設等の構造基準等が定められた。これを踏まえ、規則においても、水濁法と同等の内容を措置するため、規則第 1 9 条に当該内容を追加する改正を行った。

これに伴い、規則第 1 9 条の号ズレが発生したところであるが、規則第 4 6 条第 1 項の表第 1 3 号においては、規則第 1 9 条の各号を引用していることから、号ズレを反映するため、所要の改正を行う。

(2) 鉱技省令第 4 条関係

鉱山に設置される電気工作物の技術基準については、鉱技省令第 4 条において、原則、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成 9 年通商産業省令第 5 2 号。以下「電技省令」という。)の規定を引用している。しかし、水濁法関連の規定等については、電技省令及び鉱山保安法でそれぞれ独自に規定していることから、二重規制を避けるため、上記の鉱技省令第 4 条における電技省令の引用箇所からは除いている。

これまで、平成 1 7 年から平成 2 4 年にかけて、有害物質を使用する施設等における設備破損が発生した場合の健康被害等の防止や、(1) に記載した地下水汚染防止などの観点から、水濁法の改正が行われてきた。これを踏まえ、電技省令及び鉱山保安法においても同等の内容を措置するため、順次関係する規定の改正を行ってきたところであるが、上記の鉱技省令第 4 条における重複排除の規定についても整備する必要があることから、所要の改正を行う。なお、電技省令(第 1 9 条各項)の変遷及び鉱技省令第 4 条における重複排除の規定との関係は、以下のとおりである。

表：電技省令第 1 9 条各項の変遷及び鉱技省令第 4 条における重複排除の規定との関係

電技省令第 1 9 条各項の変遷について			鉱技省令第 4 条における重複排除の規定について (以下のいずれも電技省令第 1 9 条各項。)		
平成 1 7 年	→	現在	平成 1 7 年	→	今回の改正
第 1 項～第 4 項	-	第 1 項～第 4 項	第 1 項～第 4 項	-	第 1 項～第 4 項
-	追加	第 5 項～第 7 項	-	追加	第 5 項～第 7 項
第 5 項、第 6 項	項ズレ	第 8 項、第 9 項	第 5 項、第 6 項	項ズレ	第 8 項、第 9 項
第 7 項	項ズレ	第 1 0 項	重複排除の対象外		
第 8 項、第 9 項	項ズレ	第 1 1 項、第 1 2 項	第 8 項、第 9 項	項ズレ	第 1 1 項、第 1 2 項
第 1 0 項、第 1 1 項	項ズレ	第 1 3 項、第 1 4 項	重複排除の対象外		
-	追加	第 1 5 項	-	追加	第 1 5 項

4．参考

作業監督者の選任においては、その作業に関して、産業保安監督部長が現行の資格を有する者と同等以上の能力を有すると認めるに当たっての要件を定めるため、参考資料2のとおり、内規を制定することとしている。

鉱山保安推進協議会が実施する「鉱場技術保安管理士試験」又は「露天採掘技術保安管理士試験」の技術試験及び法令試験に合格し、「鉱場技術保安管理士」又は「露天採掘技術保安管理士」の称号を有すること。

作業監督者に選任する日（以下「選任日」という。）から過去4年間に於いて、鉱山保安推進協議会が実施する鉱山保安法に係る講習を受講しており、かつ、選任日以降においても、4年に1回以上の頻度で当該講習を受講していること。

当該作業に関し十分な実務経験を有すること。

なお、本内規の制定にあたり、「鉱山保安法施行規則第43条第3項に基づく作業監督者の選任要件について（内規）」（20140520 商局第6号）は廃止する。

5．今後のスケジュール（予定）

平成28年6月20日（月）～7月4日（月） 中央鉱山保安協議会（書面審議）

平成28年6月20日（月）～7月19日（火） パブリックコメント

平成28年8月上旬 公布・施行

以上